

○深谷秀峰議長 次， 20 番宇野隆子議員の発言を許します。宇野隆子議員。

〔20 番 宇野隆子議員 登壇〕

○20 番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基いて一般質問を行います。

私は，7月に行われました市会議員選挙の運動に向けまして，市民の命と暮らし，そして平和を守りますと訴えていた矢先，7月1日早朝に，安倍政権が国民多数の声に背いて集団的自衛権行使容認を柱とした閣議決定を強行いたしました。この閣議決定は，憲法9条のもとでは海外での武力行使は許されないという従来の政府見解を180度転換し，海外で戦争する国へと道を開くものです。こうした憲法改定に等しい大転換を与党の密室協議を通じて，一片の閣議決定で強行するなどというのは立憲主義を根底から否定するものです。二度と戦争はしないと誓った憲法9条を生かした平和外交こそが世界の平和に貢献する道，国民の命と安全を保障する道です。

茨城新聞の「県民の声」に7月に載っておりましたがけれども，本市の30代の青年が，戦争への道に不安と警戒の念を抱くのは私だけではないと投稿しておりました。私は，海外で戦争する国づくりを許すな，解釈で憲法9条を壊すな，この1点で多くの皆さんと力を合わせて撤回を求めて全力を尽くしていきたいと思えます。

それでは，住民の命と暮らし最優先の立場から質問を行ってまいります。

最初に，市民と地域を守る放射能汚染対策について，東海第二原発再稼働反対，廃炉について伺います。

1点目は，再稼働の動きについてです。6月14日の朝日新聞朝刊によりますと，「日本原子力発電が外部の有識者会議による監視強化や日本原電本店と東海第二原発で緊急時の対応チームを2交代制にするなどで再稼働を見据えて改善を進めたいと説明した」，このような記事と，もう一つは，日本原電安全室の森田安全推進グループマネージャーが，「次の我々の目標はやはり再稼働なので，それを見据えながら改善の取り組みをやっていきたいと話した」と，このように報じております。適合性審査の申請は再稼働に直結しないと，日本原電は本市の大久保市長も参加する11の市町と確約しているにもかかわらず，申請した途端に，次の我々の目標はやはり再稼働と，こういう姿勢を示しております。

また日本原電は，改善の内容を説明するチラシも毎月新聞に折り込んでおります。11の市町側が日本原電に5月15日に出した「東海第二発電所の設置変更許可申請について」という文書にも反し，原子力安全協定の早期見直しなどにも答えずに再稼働の動きを強めているということについて，どのようにお考えになっているのか伺いたいと思えます。

2点目は，県の広域避難計画についての見解と今後の方向についてです。

東海第二原発の過酷事故に備えた広域避難計画で，茨城県は8月6日，避難対象となる原発から30キロ圏の14市町村96万人の避難先を公表いたしました。約44万人が県南地域など県内に避難，約52万人が福島，栃木，群馬，埼玉，千葉県近隣の5県に受け入れてもらう計画です。避難者の放射能汚染検査と除染は30キロ圏外の避難経路にある駐車場などで実施する，施設入所者や入院患者は，バスや自衛隊車両，ヘリなどで避難させるという計画です。常陸太田市の5万4,805人は，大子町，福島県方面が避難受け入れ先となっております。県の広域避難計

画が示されましたけれども、その見解と今後の方向について伺います。

3点目は、放射能による甲状腺がんの県への検査実施要望と、市が検査を実施する場合に県の支援を求めることについてです。

私はこれまでも甲状腺検査など子どもの健康診査の実施を求めてきました。放射線被曝は少量であっても将来発がんなどの健康被害が起きる危険性があります。放射線被曝の健康への影響は、これ以上なら安全というしきい値はなく、少なければ少ないほどよいというのが放射線防護の大原則です。チェルノブイリ事故でも発症は4年、5年後でした。放射能による甲状腺がんの県への検査実施を求めること、市が検査を実施する場合に県の財政支援を求めることについてご所見を伺います。

2番目に、集中豪雨等による浸水や土砂災害から市民の安全を守る対策について、1、浸水や土砂災害の防災対策について伺います。

先ほど同僚議員からもありましたけれども、広島市で起きた土砂災害によって多くの広島市民の方々が亡くなり、また行方不明者合わせて70人以上にも上る、この方々に対して心からお見舞いを申し上げます。

日本列島はこの夏も台風や記録的豪雨に襲われ、各地に大きな被害をもたらしました。地震、津波、火山の危険などもあり、日本のどの地域も災害とは決して無縁ではありません。本格的な台風シーズンを迎えます。災害による犠牲者を出さないために、国、自治体は今までの教訓に立って国土と地域の危険箇所などを総点検し、本格的な対策に全力を上げることが急がれます。そこで1点目は、災害危険箇所での総点検と土砂災害対策について伺います。

本市では、がけ崩れや地滑りなどの土砂災害が発生するおそれがある危険箇所が739カ所あり、山間部が多い本市は県内で一番多い地域となっております。このうち茨城県が指定する土砂災害警戒区域は306カ所と伺っております。災害危険箇所の総点検、そして土砂災害対策をどのように今後進めていくのか伺います。

2点目は、ハザードマップの精度向上、普及と活用について伺います。

広島市の土砂災害では、住宅や公共施設に被害を及ぼすおそれがあるとして土砂災害警戒区域に指定されていたにも関わらず、情報が住民に十分伝わっていなかったという指摘がありました。本市の危険箇所や避難場所などが住民にどの程度周知されているのか、やはり調査をする必要があると思います。本市では、洪水ハザードマップ、土砂ハザードマップが作成され、そのマップが各戸に配布され、ホームページでも見られるようになっております。縮尺の関係などから地域レベルまで記載してありませんが、災害危険区域についての理解や現場確認をすることで安全な避難ができるようにする取り組みには大いに活用できると思います。どこの自治体でも見られると言われておりますが、配布によって完了としないで、地図の重要性や意味する内容については出前講座などを行い、また、市担当者が各地区の危険性や表示の誤差範囲、対処方法などを直接住民に説明しながら市民と行政が共有することが大事だと考えております。ハザードマップの精度向上、そして普及と活用について伺います。

3点目は、市民の確実な避難の実施に向けて、国や県と連携した避難情報の伝達体制について

です。

広島市の土砂災害で浮かび上がってきたことは、勧告、指示の遅れです。また、その勧告、指示も住民に届かなかったことが指摘されております。防災無線が設置されていなかった、設置されていた地域でも雷で聞こえなかった、特定エリアにある携帯電話に災害情報を一斉配信できる緊急速報メールで避難指示、勧告の情報を住民に伝えていなかったなど、避難情報の伝達の問題が幾つも指摘されました。本市の場合、避難場所や避難勧告を発表する基準や具体的な情報伝達の方法や体制がどのように整備されているのか伺います。

3番目に、公契約の適正化について伺います。

公共事業の契約について、昨今入札不調となるケースが重大な問題として伝えられております。東日本大震災被災地における復興事業や東京オリンピックに向けた公共事業等で建設関連の人で不足、さらに資材の高騰などが主な要因とされております。この間、国土交通省は2回にわたって公共工事設計労務単価を引き上げておりますが、人手不足の背景には、長年にわたる現場で働く人たちの劣悪な労働条件の問題から人材育成が大きく立ち後れているということもあるのではないかと思います。

本市では、資材や人件費の高騰を理由とした公共事業の高落札率や入札辞退が目立って、本来の適正な競争性が得られないようなことが起こっております。人件費が上がっても、果たして下請の労働者の労賃がどうなっているのか懸念されます。

自治体が生活できる賃金など人間らしく働くことのできる労働条件を定めることは、公共サービスの質を向上させ、賃金を底上げして地域経済の活性化にもつながっていくわけです。貧困をなくす地域からの声を大きく広げること、これが今強く求められております。公契約条例の制定を求めますがご所見を伺います。

4番目に、子ども・子育て支援新制度の問題点と課題について伺います。来年4月から本格実施される新制度には、幼児期の学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるとありますが、問題、課題も多いと思います。そこで4点について伺います。

1点目は、子ども・子育て支援新制度についてです。新制度の問題点について、私は5点にわたって述べたいと思いますが、1つは、保育に対する公的責任の後退です。2つ目に、新システムの施行により、保育所の新設や増改築費に4分の3を国と市町村が負担してきた国庫補助制度、今の「安心こども基金」がなくなり保育所を増やすことが困難になります。3つとして、保育施設が幾種類にも区分されて保育基準の違いが広がることです。4つ目に、親の就労時間によって1カ月に利用できる保育時間の上限が決められるということです。そして5つとして、保育時間の上限を超えた分の保育料は自己負担となって上乗せされる、このような問題があると思います。本市ではこうした問題点についてどのような認識を持っておられるのか伺います。

十分な準備がなされないまま実施される新制度は、5年間の事業計画実施期間内にさまざまな経過措置がとられることになっております。実施主体である市町村で判断すべきことが多くなります。その際の視点、課題として、②点目として、子どもの権利保障を基本に格差のない保育教育、③点目に、「児童福祉法」24条1項、市町村の保育実施責任を最大限生かすこと、そして

④点目は、現行保育水準を後退させずに維持拡充を図ることが重要だと思います。子ども・子育て支援新制度の問題点と今後の取り組みについて4点上げましたが、一括で答弁いただいても結構ですのでお願いいたします。

5番目に、国保税の引き下げについて伺います。

日本共産党と私が4月から5月にかけて行ってきた市民アンケートでは、約7割の市民が国保税が高いと回答しております。国保税が高過ぎる原因は、国が医療費への国庫負担金を年々減らしてきたことにあります。国保の総会計に占める国庫支出の割合が、1984年度の約50%から2009年度に25%に減らされております。もともと国保は、年金生活者や自営業者などが加入することから国庫支出金がなければ運営はできず、国保世帯の保険税として重くのしかかってくることとなります。国庫負担金をもとに戻すよう国に強く求めたいと思います。

厚生労働省が公的医療機関の保険料金負担比較として出している資料を見ますと、所得に対する保険料負担は国保が9.7%、協会健保が7.2%、組合健保5.0%、共済組合が4.9%となっております。ただし国保で言えば、保険料として賦課できない限度額を超えた部分の所得まで含めていて、実際に保険料を賦課している所得はもっと少なく負担率はもっと高くなるわけです。実際の負担感で見ると所得の1割よりも国保税は高くなると思います。

国民健康保険の単年度決算は黒字会計です。2012年度は6億5,355万円の黒字です。また、何でも必要なときに使える財政調整基金、2012年度で44億7,000万円もため込まれております。国保加入世帯数は全世帯数の43%に当たる約8,700世帯です。財政調整基金から8,700万円回せば1世帯1万円の引き下げができます。財政調整基金を使って国保税1世帯当たり1万円の引き下げに代えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

6番目に、特定健診結果の特定保健指導について伺います。

2008年にメタボリックシンドローム対策に重点を置いた特定健康診査・特定保健指導が義務化されてから5年がたちました。本市の2008年度の1人当たりの年間医療費は、その当時県内で2番目に高くなっております。保健指導等の整備など予防対策が求められていると思います。

1点目は、特定保健指導の利用の現状についてです。特定健診の結果で特定保健指導の利用、実施率がどのように推移しているのか、現状について伺います。

2点目は、100%を目指す特定保健指導利用の取り組みについてです。現在、本市の特定健康診査、特定保健指導は、昨年策定された2013年度から2017年度までの5年間の第2期特定健康診査等実施計画に基づいて進められております。この計画を見ますと、特定保健指導実施率を毎年5%ずつ引き上げ、最終年の2017年度に60%に引き上げると、このような計画となっております。

数年前、私は保健指導が大変進んでいるという上越市を視察してまいりました。厚生労働省が定める特定保健指導対象者以外にも市独自の基準で対象者を明確化して訪問指導を行っております。2017年度に60%達成、さらには100%を目指していく上で、特定保健指導が実践できるよう保健師や管理栄養士の人材確保が必要だと思いますが、目標達成までの具体的な計画、

そして取り組みを伺います。

7番目に、再生可能・自然エネルギー活用の現状と今後の方針について伺います。

再生可能・自然エネルギーを活用してエネルギー需給率を高めることは、地球温暖化防止はもちろんのこと、地域に新しい仕事と雇用を創出可能なことから地域経済の活性化にもつながるという観点で、私は再生可能エネルギー、自然エネルギーの活用の取り組みについて繰り返し取り上げてきました。市内各地を歩いて見ますと、住宅の屋根はもちろん、遊休地を利用した太陽光発電の設置が急速に増えているのではないかと実感しておりますが、太陽光を初め、風力、小水力、バイオマスなど、再生可能・自然エネルギー活用の現状について伺います。

本市は里美地区で水力発電、風力発電が稼働しております。太陽光発電メガソーラーが設置されてきております。さらに水力、バイオマスなど本市の豊かな自然エネルギー活用を計画的に進めていけば先進地域になると私は思っております。平成26年度から平成30年度まで、第2次常陸太田市環境基本計画に基づいて推進していくことになると思います。民間の誘致を進めるとともに、本市としても公共施設に太陽光発電を積極的に設置していくことも必要だと思っております。今後の市の方針についてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 初めに、市民と地域を守る放射能汚染対策について、東海第二原発について2点のご質問にお答えいたします。

まず1点目の、東海第二原発の再稼働の動きについての見解についてでございますが、東海第二発電所の新規制基準への適合性に係る原子炉設置変更許可申請、いわゆる安全審査申請につきましては、現在、原子力規制委員会において審査中でございます。この審査状況につきまして注視をしている状況でございます。

この安全審査の申請がされることに当たりましては、原子力所在地首長懇談会及び県央首長懇談会、これらの構成11市町村において、安全審査申請について、あくまでも施設の安全性を確認するためのものであり再稼働に直結するものではないことを申し入れまして、事業所と双方において確認いたしているところでございます。このほか、この申し出におきまして安全審査申請をする事業所の説明責任として、関係市町村の議会や市民の皆様への説明、情報提供を求めておりまして、既にチラシの折り込みがされているところであります。今後、当市議会や市民の皆様への説明会を開催していくと聞いているところでございます。

また、今年3月5日に締結いたしました安全協定の見直しについての覚書におきましても、関係自治体との安全協定の見直しが完了しなければ再稼働の議論には進まないものと考えているところでございまして、この間、関係自治体の担当者を集め、日本原子力発電株式会社による説明会が2回開催されておりますけれども、見直しの具体的な内容には至っていない状況でございます。

2点目の県広域避難計画についての見解と今後の方向についてでございますが、県の原子力災害に係る広域避難計画の策定作業につきましては、平成25年9月から関係市町村を集め勉強会

という形で意見や要望等を踏まえながら調整が進められてきており、計画の最重要課題ともいうべき避難の受け入れ先市町村案が先日公表されたところでございます。

この案におきまして当市は、大子町と福島県と示されているところでございますけれども、他県への避難先につきましては、まだ具体的な市町村が示されていない状況でございます。また、避難に際して使用するルートにつきましては、当市においては原則国道349号線及び118号線によるルートで調整を行っていると同っておりますので、これらに基づき具体的なものを策定していくことになると考えているところでございます。

当市の計画策定につきましては、県の計画策定管理が平成27年3月を目途としておりますので、これ以降、県計画の策定を受け整合を図るとともに、その他市において必要な調整を行いまして策定を進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、集中豪雨等による浸水や土砂災害から市民の安全を守る対策について、浸水や土砂災害の防止対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の災害箇所総点検と土砂災害対策についてでございますが、土砂災害に係る市内の土砂災害警戒区域につきましては、県の基礎調査において739カ所ございまして、このうち県による現地調査等を実施して指定、告示が完了しておりますのは、議員ご発言のとおり306カ所でございます。これらの危険箇所につきましては、県におきまして対策が進んでいる箇所や経過観察が必要な箇所など18カ所につきましては、年1回点検を実施している状況でございます。また、市におきましても公衆用道路など公共施設に影響があるような箇所について異常が見られるような場合には、点検対応などを行うとともに県など関係所管への情報提供を行っているところでございます。

また、台風や大雨など災害の発生が予想されるときには、気象情報や国・県などから情報収集いたしながら、危険な地域につきまして避難の判断をしてまいりたいと考えているところでございます。

2点目のハザードマップの精度向上、普及と活用についてでございますが、ハザードマップにつきましては、これまで国や県の指定に基づき、洪水による浸水想定深及び土砂災害による危険区域のデータを反映させたものを作成いたしまして、各世帯へ配布を行っているところでございます。このうち土砂災害危険箇所につきましては、市内で739カ所ある中、県の指定、告示が完了している箇所のうち221カ所についてマップを作成、配布をいたしております。今年1月に、金砂郷地区の85カ所が追加して告示されましたので、今年度において金砂郷地区のハザードマップの改定を行っていく予定でございます。

ハザードマップ作成時には、関係地域の町会長や住民の皆様、危険区域に該当する地権者などを対象に説明会を開催いたしまして、ハザードマップの作成趣旨や活用などについて説明するとともに、ワークショップ形式でマップに関する意見や要望などを伺いながら作成いたしているところでございますので、住民の皆様が見やすく活用しやすいように作成するとともに、日ごろからマップ等の周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

3点目の、市民の確実な避難の実施に向けて国や県と連携した避難情報の伝達体系についてで

ございますが、現在、国や県などからの気象情報等連絡のため、防災用のファクスにつきましては、機器等の故障による受信漏れが生じないように、防災対策課に設置してある3系統のファクスにより受信をいたしているほか、担当職員のパソコンや携帯電話等へ直接メールで送信されるよう設定いたしているところでございます。また、台風の接近や大雨などの際には、その状況に応じ情報収集のため職員が庁内待機するとともに、緊急時には連絡をとりながら参集することといたしております。

また、避難指示等の発令の内容でございますけれども、これにつきましては、防災行政無線、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、さらには地域メール等を使いまして情報の提供を行うところでございます。洪水や土砂災害など発生のおそれがある場合や災害が発生したときには、避難を要する危険地域の住民の皆様に対し、避難準備情報、避難勧告、避難指示等、その程度や状況に応じ発令をすることとなります。発令をする場合は、気象台からの注意報、警報、気象情報、国・県から河川水位等の情報、パトロールの状況、住民からの通報、さらに河川の水位の状況や雨量の状況、昼夜など時間的な状況、これらの情報収集を行った中で総合的に判断して、安全が確保できる適切な場所を選定いたしまして発令を行うことといたしているところでございます。また、発令の際には、該当する地域の自主防災会への情報提供を行うなどいたしまして、地域の皆様の迅速な避難が促されるようにしているところでございます。

続きまして、公契約条例の制定についてのご質問にお答えをいたします。公契約条例につきましては、公共工事の低価格受注による下請業者への負担及び労働者の賃金低下等を防止し、適正な労働条件や業務の質を確保するため、平成21年9月に千葉県野田市が全国で初めて制定いたしましたもので、現在までに全国で11の市区が制定いたしているところでございます。一方、都道府県におきましては制定されておらず、本県及び県内の自治体におきましても制定の動きが見られない状況でございます。

条例の制定が一部の自治体のみとなっている要因といたしましては、関係法令や上位法令との整合性について論議される例も多く、国の法整備等が先行すべきであるという意見もございまして、これらの調整が必要であるためと考えております。

本市といたしましては、こうした状況を注視しながら国や検討の動向を見きわめるとともに、今後とも低入札を行った業者に対しましては、低入札価格調査制度に基づく価格調査の実施や請負業者に工事費の積算や下請業者との契約が適正に行われ、法に基づいた労働条件が確保されるよう関係法令の遵守を指導してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 まず初めに、市民と地域を守る放射能汚染対策についてのご質問で、放射能による甲状腺がんの県への検査実施要望と、市が検査を実施する場合に県の支援を求めることについてのご質問にお答えをいたします。

まず、甲状腺検査の実施につきましては、これまでの議会でもお答えしてまいりましたが、茨城県から示されている甲状腺検査等を含む子どもたちの健康診査は実施する必要がない旨の考え

方、あるいは県内で甲状腺がん検査に取り組んでいる東海村、高萩市などの自治体の直近の検査結果においても、がんなどの重症化の割合が原発事故の影響のない地域と比較いたしまして特に高い数値が示されなかったことなどを踏まえまして、現時点におきましては、市といたしまして独自に甲状腺検査を実施することは考えてございません。

また、放射能による甲状腺がんの県への検査実施要望と市が検査を実施する場合に県の支援を求めることにつきましては、ただいまご答弁申し上げましたように、現時点では市といたしまして甲状腺がん検査の実施を考えておりませんし、また、県におきましてもその必要性を認めておりませんので、県への検査実施要望及び市が検査を実施する場合の県の支援を求めることについての要望を行う考えはございません。

放射線による甲状腺がん検査の問題につきましては、今後とも国・県などから示される考え方や施策、さらには、県内自治体の取り組みの動向などを十分注視しながら、放射能から子どもを守るための対策としてその必要性等について適時適切に判断、適応してまいりたいと考えております。

なお、今後とも各窓口や乳幼児健康診査、乳児訪問等におきまして、放射線による健康不安などに対する相談等には丁寧に取り組んでまいりたいと存じますし、また、市民の皆様に対しましてもさまざまな機会、手段を通して積極的に情報提供、開示に努めてまいりたいと考えております。そういった取り組みによりまして、日常生活での放射能に対する不安の解消を図ってまいりたいと存じます。

続きまして、子ども・子育て支援新制度の問題点と課題についてのご質問にお答えをいたします。

議員より子ども・子育て支援新制度の問題点等について、大きく4項目にわたりるご発言をいただきましたが、この子ども・子育て支援新制度につきましては、現在、平成27年4月スタートを目指しまして準備作業を進めているところでございます。また、そのための計画作りも進めているところでございますので、そのような取り組みにおける本市の認識、考え方ということで総括的なご答弁をさせていただきたいと存じます。

まず、子ども・子育て支援制度が導入された背景でございますが、子ども・子育て環境に係る今日的課題といたしまして、親の働く状況の違いにかかわらず、質の高い幼児期の学校教育、保育を送ることが望まれてきたこと、さらに、核家族化や高齢化、地域での人間関係の希薄化などにより家庭や地域での子育て力が低下してきたこと、さらには都市部では、保育所に入れない待機児童が存在している一方で少子化によって近くに保育の場がなくなったことなどが大きく取り上げられるようになってまいりまして、これらの課題解決に向け質の高い幼児期の学校教育、保育を総合的に提供すること、子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど地域の子育てを一層充実させること、さらには待機児童解消のために保育の受け入れ人数を増やすことや子どもが減少傾向にある地域の保育の支援をすることを柱といたしまして、地域の子育て支援の充実を図ることなどにより少子化対策事業を積極的に進めることを目指している制度がこの子ども・子育て新制度であるという認識を持ってございます。

この子ども・子育て支援新制度におきましては、幼稚園、保育園に加え、両方のよさをあわせ持つ認定こども園を普及することや、地域型保育を新設し少人数の子どもを保育する事業を創設することで待機児童の多い3歳未満児の保育を増やすとともに、少子化により子どもが減少している地域におきましては、身近な保育の場を確保することが可能となるものでございます。

「児童福祉法」第24条第1項の規定には、改正後においても引き続き市町村には保育に係る児童に対する保育を提供する義務があるということを規定しているものでございますが、本市といたしましては、来年4月から愛保育園に指定管理制度を導入すること、あるいは来年2月の新たな民間保育の開園により、さらなる保育環境の充実を図るとともに、このたびの子ども・子育て支援関連の3つの条例を整備することにより、児童期における学校教育や保育、地域の子育て支援の量的拡大や質の向上を図ってまいりたいと考えております。さらに各種少子化対策事業が計画的に実施できるよう、外部有識者で構成する子ども・子育て支援会議などのご意見なども十分踏まえまして子ども・子育て支援事業計画を策定し、多様化する子育てニーズに適時適切に対応してまいります。

続きまして、国保税の引き下げについてのご質問で、1世帯1万円の引き下げを求めることについてのご質問にお答えをいたします。

国民健康保険事業の運営に要する経費につきましては、ご承知のように国・県等からの負担金及び補助金等を除き、原則として受益者である被保険者が納付する国保税で賄うこととなっております。

本市の国保税は平成18年度に、いわゆる合併時の不均一課税状態を解消するために税率改正を行ってございます。それ以後は税率改正、引き上げは行ってございません。保険者としての経営努力により国から交付される特別調整交付金などを積み立てた支払準備基金の取り崩しや、さらに市の一般会計からの繰り入れを受けながら高齢化の進行等による保険給付費の増に対応すべく、国保財政の安定化、安定運営に努めているところでございます。しかしながら、近年の経済不況等に加え低所得者の被保険者の割合が高いことなどにより、国保税の市の環境は年々厳しさを増している状況でございます。

そのような中、本市においては被保険者に対する国保税の負担増を回避するために、国保会計決算における歳計余剰金につきましては、引き続き支払準備基金に積み立てをし、一定額の水準の保有額の確保に努めているところでございますし、また、一般会計からも法定外の繰り入れを行うことにより何とか会計における収支の均衡を図っているところでございますので、そのような中でさらに一般会計に負担を求めて国保税の引き下げを行うことは到底できないものと考えております。

また、本市の国保被保険者1人当たりの医療費が県内市町村の中でも常に上位の高い数値を示しておりますように、歳出予算の約67%を占める保険給付費の縮減を図ることが国保税の負担増を回避することにつながるものと考えておりますので、引き続き特定健診、人間ドック健診、さらにはがん検診等の受診率を高めるとともに、健診結果に基づく特定保健指導等を重点的に進めることなどにより、疾病の予防と健康の保持増進を図る取り組みを積極的に進めてまいります。

なお、財政調整基金を充当して国保税を引き下げてはとのご発言がございましたが、財政調整基金につきましては、年度によって生じる財源の不均衡を調整するためのもので、経済不況等による大幅な税収減や災害の発生による多額の経費の支出が必要になるなど不測の事態に備えて積み立てておくものでございますので、議員ご発言のような趣旨で充てられるものではないと考えております。

続きまして、特定健診結果の特定保健指導についてのご質問で、まず初めに、保健指導利用の状況についてお答え申し上げます。

特定保健指導につきましては、特定健康診査結果から生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果がより多く期待できる方に対し生活習慣を見直すためのサポートを行うものでございまして、生活習慣病のリスクに応じて保健指導対象者を3段階のレベルに分けまして支援を行うものでございます。

平成22年度から24年度までの3カ年間の利用状況を申し上げますと、平成22年度は対象者598名のうち141名の方が利用、実施率23.6%でございます。23年度は、対象者612名のうち173名の方がご利用されておまして、実施率で28.3%。24年度は、対象者が603名のうち180名の方がご利用されておまして、実施率で29.9%となつてございまして、保健指導の利用者数は年ごとに増加する傾向にございます。

保健指導の内容でございますが、厚生労働省が定めた指導プログラムに基づき、対象者の保健指導の重要性に応じて情報提供、動機づけ支援、積極的支援の3段階に区分し、食生活の改善や適度な運動に取り組むよう具体的な支援メニューに沿って指導支援を行っております。

保健指導を行う上でとりわけ市が力を入れておりますのは、対象者一人ひとりに合わせた食生活、運動プログラムを提案することにより具体的な目標を設定いただきまして、それらを無理なく継続できるように指導、支援をしていくことでございます。また保健指導の期間中は、途中経過を観察しながら改善に向けた変化が見られない場合には、その都度面接、手紙、メール等を通じてサポートするなどきめ細かな助言指導を心がけ、対象者が最後まで支援メニューを実行し、生活習慣の改善が図られるよう努めているところでございます。

以上のような取り組みにより、近年では保健指導対象者の減少率、いわゆる健康上リスクを抱えている方の数の減少率が県平均を上回る傾向を示してございます。

次に、100%を目指す特定保健指導利用の取り組みについてのご質問ですけれども、特定保健指導対象者の方には一人でも多くの方に、願わくば全員が保健指導を利用されますように、引き続き勸奨等に努力をしまいたいと存じますけれども、当面は特定保健指導につきましては、平成24年度に策定をいたしました常陸太田市国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画の中に、平成25年度から29年度までの5カ年間の保健指導実施率の努力目標値が明記されてございます。経過期間の最終年度である平成29年度の実施率60%の達成を目指して庁内における取り組み体制や実施方法などの見直しを行うことはもとより、市民、各団体、関係機関との密接な連携協力のもとで実効性を高め、一人でも多くの方の生活習慣病の発症リスクの解消を図ることで医療費の低減化を図ってまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 市民生活部長。

〔荻津一成市民生活部長 登壇〕

○荻津一成市民生活部長 再生可能・自然エネルギー活用の現状と今後の方針についてのご質問にお答えいたします。

再生可能エネルギー活用の現状につきましては、これまで里川町に市及び民間事業者が風力発電を設置し、里川町、徳田町及び上深荻町には民間事業者が水力発電を設置し稼働しております。また、金砂郷地区のハイテクパーク金砂郷と隣接する宮の郷工業団地には、それぞれ民間事業者によるメガソーラー発電が建設され稼働しているところでございます。

一方、市の公共施設への太陽光発電設備の設置につきましては、これまで市役所本庁舎、峰山中学校、生涯学習センター等、10施設に設置しております。さらに市では、平成22年度から一般家庭の太陽光発電設備設置費用への補助を実施しており、これまで――25年度末でございますけれども、4年間で合わせて492世帯への補助を行っており、補助件数は年々増加している状況でございます。

また、平成25年度末までにおける市内の太陽光発電設備の設置件数は、一般家庭及び事業所を合わせて902件となっております。

次に、今後の再生可能エネルギーの活用につきましては、平成25年度に策定した第2次環境基本計画におきまして、再生可能エネルギー導入の推進を位置づけております。現在、宮の郷工業団地内に民間事業者によるバイオマス発電の建設やゴルフ場内にメガソーラー発電の建設が計画されているところでございます。

また、一般家庭への太陽光発電設備設置費用の補助につきましても、引き続き多くの市民の方が利用しやすいよう必要な予算を確保し、制度を充実させ太陽光発電設備の普及を推進していく考えでございます。

さらに公共施設への太陽光発電設備設置につきましては、平成27年度に金砂郷地区統合中学校や複合型交流拠点施設――道の駅でございますけれども、ここへの設置が予定されております。

今後につきましても、国の補助金と財源の確保に努めながら推進していく考えでございます。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

〔20番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○20番（宇野隆子議員） 再質問をいたします。

2項目めの集中豪雨等による浸水や土砂災害から市民の安全を守る対策については、常日ごろから職員も住民も防災意識を高めるという意味では、先ほどもいろいろな方法が出されましたけれども、一つ一つしっかりと取り組んでいってほしいと。やはり職員の正確で機敏な行動が求められていくと思いますので、そういった面でも行政職員の日ごろからの訓練といいますか、そういったこともぜひ進めていってほしいと、このように思います。

1項目めの東海第二原発再稼働の……。

○深谷秀峰議長 宇野議員，申し上げます。1問1答方式は通告順にお願いいたします。ですから、今2番目の集中豪雨をやりましたので前に戻ることはできません。申し合わせ事項です。

○20番（宇野隆子議員） それは私は申し……。

〔「決められたことだよ」の声あり〕

○20番（宇野隆子議員） それは私は聞いておりません。前も時間の配分で必要なところからそれをやってきましたので、1項目めから一つ一つやっていったわけではありません。

○深谷秀峰議長 宇野議員に申し上げます。通告順に1問1答方式で再質問してください。

○20番（宇野隆子議員） それでは3項目めに移ります。公契約条例の制定についてですけども、やはり現場で働く労働者の人たちの最低賃金がきちんと支払われているかどうか、そういったこともしっかりと確認しながら公共サービスにおける質の向上も図っていくと。そういうことについて今、公契約条例は国・県の動きもないというところで、全国的には市町村で少しずつ広がっているという状況にありますけれども、やはりそこをきちんと押さえていくということは、書類審査等々をしっかりときちんと検討することが大事だと思いますが、この件についてもう一度伺いたいと思います。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 先ほどもご答弁いたしたところでございますけれども、この条例が関係法令や上位法令との整合性について論議される例も多く、現在、各市町村の状況を見ているところでございますので、当市におきましても引き続きこれらの状況を注視いたしまして検討してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 子ども・子育て支援新制度についてですけども、全て国において決まったということではなくて、こまごまと細部にわたってはまだまだ方針が変わるというようなことも言われております。とにかく問題点としては、先ほど質の高い保育というような話がありましたけれども、本当に現行どおりの質の高い保育が今後行われるのかどうかという部分については、例えば学童保育などは資格を持っている支援者が一人いれば、あとは補助員といいますか、そういうことで複数で当たるということにはなっております。そういう部分とか、保育ママ、家庭内保育、事業所内保育、そういうところは必ずしも保育士の資格を持っていないでもいいということが出されまして、これでは余りにも安上がりな保育ではないかと。そういうところでは、本当に質の高い保育が今度の新制度の中で維持できるのか非常に懸念しておりますけれども、質の高い保育というのは、例えばどのようなことを指しているのか伺いたいと思います。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 このたびの子ども・子育て支援新制度におきましては、従来の公共的な役割プラス民間のいろいろなノウハウ、あるいは質というものをこの制度に導入して、地域あるいは子育て中の母親の皆さん方が求める保育をより実施していこうというものでございます。当然仕組みが変わりますので、その中で行政の役割というのもまた新たに重要になってまいります。現場の実態等を注視しながらよりよい環境が確保できるように努めてまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 5項目めの国保税の1世帯1万円の引き下げを求めることですが、財政調整基金44億7,000万円——平成12年度の決算ですけれども、平成13年度の決算で見ますと47億円ほどになっております。これは不測の事態に使うというような話もありましたけれども、財政調整基金というのは必ずしも不測の事態ばかりには充てられるというものではないと思いますが、そこを確認したいと思います。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 財政調整基金でございますけれども、年度間の財源調整機能もございます。このような中で平成32年には、合併算定がえが終了することにより20億5,000万円の財源不足が見込まれているところでございます。このような将来の財政運営において確保するため財政調整基金を積み立てていくものでございますので、国保会計への繰り出しといったものを考えているものではございません。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） ただ、金額が47億円ですから大変な額が基金として積み立てられているわけです。国民皆保険で誰もが今いろいろな保険に入っていますけれども、最終的には国保に入るわけです。その国保の中で払い切れないと苦しんでいるときに、47億円もため込まれている基金ですから、これを一部回して国保税の引き下げに充てると、それはできるのではないかと思いますけれども、その点について伺いたいと思います。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 市全体としての将来にわたっての財源確保が重要だと思っておりますので、先ほどご答弁いたしましたとおり、将来の一般会計の財源として使用を考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 特定健診の特定保健指導ですけれども、29年度までに60%引き上げ、本来は100%だと思いますが、今30%から35%、これを倍に引き上げていくということで、物理的にはどういうことを考えているのかどうか。これまでの体制の中ではできないと思いますけれども伺いたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 特定保健指導の実施につきましては、議員ご発言のように、まだ30%台ということで非常に高いハードルであるという認識は持っております。ただ自治体の取り組みによりましては、対象者を呼び出す方法を工夫したり、あるいは今、市では保健指導員という方に活躍いただいております。地域の中でそういった健康意識、あるいは健診を受けるという意識を高める取り組みを進めているところでございます。そういった地道な取り組みを重ねることによって目標値に近づけるよう努力をしてまいりたいと考えております。

以上です。